

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

発行人 会長 荻野弘康



大企業の海外逃避とタックス・イロージョン —企業の稼ぎが国民に役立たない—

中央大学名誉教授・商学博士 富岡幸雄

1 「無国籍企業の時代」へと変化した大企業の体質と本性が変貌

—企業が成長すれば国と国民が豊かになるとする「かつての論理」は、グローバル化時代には通用しなくなっている—

アベノミクスで最も大事な本命は、成長戦略であり、「成長による富の創出」を唱え、民間投資の喚起による成長力の強化などを掲げているが、再生戦略としては迫力に乏しい。日本は企業国家であるから経済の再生は企業活動に依存している。

ここで問題なのは、経済のグローバル化の進展に伴い、必然的に企業の本性と構造は変貌し、「無国籍化」していることである。

企業が成長すれば、国民に雇用の機会を与え、働く人たちの給与も上がり国民の生活も豊かになり、国の税収も増えて国民経済が繁栄するという、少し前まで信じられてきた「論理」は、グローバル化時代には通用しなくなっている。そのために、次のような論点を、どう考えるかが深刻な課題となる。

(1) 企業が経営と資本の論理に導かれて国境を越えて事業活動を拡大し効率的な経営をするグローバル時代に、企業が経営

成果を獲得し豊かになったとしても、それで国民経済も豊かになることを期待できないのではないか。

(2) 細る内需への危機感とともに、消費を急速に伸ばしている新興国やその周辺で生産するのが有利であるとして、現地生産や外国企業との合併事業の形でその国の市場に入り込む「企業の無国籍化」が進み、国内経済は益々「空洞化」し衰退してしまうのではないか。

(3) 経済におけるグローバル競争が激しくなる中で大企業などに生産拡大の計画はあっても、それはどこも海外ばかりで国内には目が向いていない。企業が海外展開をすれば、国内では雇用の機会を喪失し失業が増えて、失業手当や再就職のための職業訓練などの歳出が嵩むばかりで若い人たちの就職難は余りにも苛酷に過ぎる状況にあり、社会の閉塞感が深まるばかりではないか。

(4) 大手企業は、国に税金を払わず、従業員給与をも抑制し巨額な内部留保を蓄積し、金余りで、円高を追い風に怒濤のように国外に進出し投資の重点は海外に向いている。そんな中で法人税率を引き

下げても企業が国内において設備投資を増やして国内需要を持ち上げ、経済成長を引っ張る主力となることは期待できないのではないか。

- (5) 近年、大手企業の経営者の経営哲学には寒心に堪えなくなっている。強欲資本主義の流れのもと、アメリカナイズ化した経営者は、米国の指令により制定された会社法の施行を契機として露骨な企業利潤獲得本位に徹底した経営姿勢を深めている。企業経営における付加価値配分が株主資本に偏向し、労働者への分配分が著しく抑制され、貧困者を多発し格差社会を生み国内需要を減退させ、国民経済を破壊しているのではないか。
- (6) 国際的な資本移動の自由化、経済のグローバル化が著しく進展している中で、各国の税制や租税条約の差異を巧みに利用して、世界のどこの国にも税金を納めない、あるいは軽減するという国際的租税回避行動が極限に達している。このことは、各国とも政府にとって最も大きな税源であるべき法人税収の著しい減収を招き世界的スケールで財政難を現出しているが、各国政府は、どのように対応すべきであるか。
- (7) 今、各国は自国企業の国際競争力の強化を目途に法人税率の引き下げをしている。このまま「租税競争」を続け、際限のない法人税率の引き下げ競争が続けば、国民経済に必要な財源はなくなり国家財政は破綻してしまう。ところが、国の外においては、企業は現地生産などで高収益を上げ、巨額な利益が世界中をさまよい逃げ回っているが、このままでいいのか。
- (8) この辺で人類は、そろそろグローバル時代に合った「無国籍企業」への課税や、

巨大なファンドマネーの「奔放な金融取引」による大儲けに対する課税のあり方を根本的に考えることが緊要な時期にきているのではないか。

2 10兆円の経常利益と500万人の雇用が海外に流出

—海外進出した日本企業は国内企業の2倍に近い高収益の「効率経営」を達成している—

経済のグローバリゼーションの進展により、企業や個人の国境を超えた事業展開と投資活動が活発化している。日本企業の海外進出の状況は、1995年度の10,416社から2010年度には18,599社と1.78倍にも増加している。

長期低迷し深刻化している日本経済の病原は、需要が供給力に比べて大きく不足している「需給ギャップ」が大き過ぎることである。怒濤のような日本企業の海外逃避は国内経済の「空洞化」を激化させ経済の足を引っばる大きなマイナス要因となっている。

日本企業は巨大な労働市場を海外に提供している。2010年度末における現地法人の従業者数は、実に、約500万人で、安倍政権による「日本経済再生に向けた緊急経済対策」による「60万人の雇用づくり」の8.3倍もの「雇用機会」が海外に流出している。

大手企業の国内の大規模な工場の閉鎖が続発し、失業者を造り出して、日本経済は益々疲弊させられている。その工場の行き先は、すべてが海外である。

2010年度における現地法人の動向は、海外生産比率18.1%、海外設備投資比率は17.1%と、それぞれ前年比で大幅に上昇している。現地法人の売上高は2桁増で、経常利益、当期純利益、当期内部留保額は大幅増である。製造業の設備投資額は2桁増である。

現地法人の経常利益の推移と売上高経常利益率の推移は高収益を達成し、国内企業の衰退を外に大繁昌の状況である。2010年度の経常利益は、実に、10兆円を超え、売上高経常利益率は6.1%にも達し、国内企業の3.2%の2倍近くの高収益の効率経営を達成している。

3 大企業の世界的スケールでの税金逃れの摘発の実態

—海外取引を行っている企業の税務申告漏れは、国内企業の2倍にも増大しており異状である—

日本企業の海外進出の状況には、目を見張るような驚異的な事象が多いのであるが、国にまともな税金を納めない税金逃れにも一段と凄まじいものがある。

2011事務年度における海外取引法人に対する税務調査件数は、全国ベース15,247件で前年対比110.5%、申告漏れ所得金額は2,878億円で前年対比118.8%となっている。このうち、不正計算を行なったものは606件で前年対比97.4%、不正所得金額は188億円で前年対比65.7%である。

海外取引法人等に対する税務調査件数は、近年増加傾向にあるが、これは、資金の海外への移動に関する資料情報の収集・活用や、租税条約等に基づく情報交換の積極的・効果的な活用により、効率的な税務調査を実施している結果のようである。

海外取引の税務調査には、外国法人に対する調査も含まれる。外国法人の調査は、そのほとんどを国税局調査部で実施しており、2011事務年度における調査件数は67件で前年対比56.8%で、摘発した申告漏れ所得金額は124億円で前年対比57.9%となっている。

4 世界企業や巨大マネーに対する租税国家の「追いつけない後追い」のウォー

ズの苦悩

—各国の租税高権による個別租税管理権のナショナル・インタレストの「幻想化」が深化している—

多国籍企業を最大のエコノミック・エンティティとし、主役としているグローバリゼーションは「多国籍企業の時代」をタックス・ハイブンとトランスファー・プライシングの「起動」によって、限りなく「無国籍企業の時代」へと変貌させられつつある。

そして「無国籍化」した世界の巨大企業は、その邪悪な本性をたぎらし、次々と新手法の税逃れの手口やスキームを編み出して租税国家の最後の「砦」である「租税高権」に挑戦してきている。

法人税率の引き下げの租税競争から各国の財政を護るため、各国政府による税制の国際的ハーモナイゼーションという「幻想的建前」は、個別租税管轄権のナショナル・インタレストの「功利的現実」との相剋に苦悩を深めている。

いま、租税国家は、「幻想化」しつつある個別租税管轄権を振りかざし必死になって税制の整備と執行の強化に努め、怪物化した無国籍企業や世界を暴走する巨大な資本と巨大マネーにより強行されつつあるタックス・イロージョンによる税逃れを規制しようとして「追いつけない後追い競争」に息を切らしている。

5 目に余る課税ベースの侵蝕と利益移転の激化

—OECD租税委員会が「移転価格ルールの近代化とより効果的な租税回避防止ルールの制定」を提案している—

課税ベースのイロージョン (base erosion)、なかでも外国籍企業によるグループ全体の租税負担軽減を目的とした国際間の利益移転 (profit shifting) に、いかに対処していくべきかは各国の税務当局共通の問題となっている。

このような状況のもとにおいて、先般（2013年 2 月12日）、OECD租税委員会から「課税ベースのイロージョンと利益移転（Addressing Base Erosion and Profit Shifting, 略称BEPS）」と題するレポートが公表された。

課税ベースのイロージョンは、税収に深刻なリスクを及ぼすだけでなく、各国の租税高権と課税の公平を損なうという点でOECDメンバー国、非メンバー国の共通の課題となっている。

税務コンプライアンスの観点からすれば、より基本的な問題としていえることは、各国の当局が権限の制限や限界等もあり事業環境の変化に十分対応できていないということが明らかだという点である。

それは、国際課税の分野に関するルールおよび国際的に合意されている基準等が、国境をまたいだ取引等が低レベルで行なわれていた古い時代の考え方に基づいて設定されているためである。

ところが、今日のビジネス実態をみると、グローバル化した納税の出現、価値創造における知的財産のウェイトの高まり、情報通信手段のたえざる進歩など旧来の常識では対応し切れない分野が大きくなっている。

このレポートは、多国籍企業の実効税負担に関する透明性を向上させるとともに、特に、次の点について圧力を強めるべきであるとしている。

- ① 事業体に対する各国の課税上の差異を利用したハイブリット・ミスマッチやアービトラージを含む、国際間のミスマッチの利用
- ② デジタル・グッズやサービスの提供から生じる利益に対する租税条約上の概念の適用

- ③ 関連者間でのデッドファイナンス、キャプティブ保険その他グループ間（intra-group）での金融取引
- ④ 移転価格、特に独立企業間の取引であればめったに生じないようなリスク、および無形資産の移転、グループ内での資産所有者の意図的（artificial）な分割
- ⑤ 租税回避防止規定の有効性、特に包括的否認規定（GAARS）、CFC税制、過少資本および租税条約の乱用防止規定の有効性
- ⑥ 有害な特典条項（harmful preferential regimes）の利用可能性

OECDのレポートは結論として、移転価格ルールの近代化と、より効果的な租税回避防止ルールの制定を提案しているか、発想の転換による抜本的なアイデアの創出が求められる。

